

# 償却資産実地調査要領

昭和56年7月1日

## (実地調査)

- 1 固定資産税（償却資産）は毎年1月1日（賦課期日）現在における償却資産の現況によって評価された価格に基づいて課税するものであるから、法第408条の規定で「市町村長は固定資産評価員又は固定資産評価補助員にその市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回は実地に調査させなければならない。」とされている。

## (実地調査による質問検査権)

- 2 調査のため必要がある場合、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は納税義務者又は納税義務があると認められる者、その他固定資産税の賦課徴収に関し、直接関係があると認められる者に対し、質問し、帳簿書類その他の物件を検査することができるものとされ、この質問検査に際して帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ又は忌避した者、帳簿書類で虚偽の記載をしたものを提示した者、固定資産評価員等の質問に対して答弁しない者又は虚偽の答弁をした者は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられ、またその法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人に対しても同様に罰せられる。（法第354条）

## (実地調査の目的)

- 3 償却資産の実地調査は、課税標準となる時価の適正な把握及び課税もれ資産の補足並びに課税の均衡保持を図ることを目的とし、犯罪捜査のためのものではない（法第353③）点に留意して、次の諸点を重点において実施するものとする。

- (1) 減少資産の確認。
- (2) 災害その他特別の事由により評価額を補正している資産の状況。
- (3) 増加資産の取得価額の確認及び圧縮記帳の有無。
- (4) 申告もれ資産（改良費を含む。）の有無。
- (5) 課税もれ納税義務者の発見。
- (6) 同種又は異種の業務との均衡保持。
- (7) 免税点該当分及び非該当分の状況変化の有無。
- (8) 非課税資産の把握・特例資産の把握。（該当資産の確認、適正か否かの有無等）

## (実地調査の区分)

- 4 毎年度配布される業務実施計画等に基づいて、実地調査にあたる。

## (実地調査の計画)

- 5 償却資産の実地調査は、税負担の公平性からすべての企業の所有する資産について、毎年1回は細部にわたって綿密な調査を行うことが望ましいが、その資産の変動の有無及び状況等について、評価上特に影響がないと考えられる場合を除き、評価事務上の時間的な制約をも考慮して、次の区分により調査計画を立てて、実地調査を行うものとする。

### (1) 企業区分

|                          |       |         |
|--------------------------|-------|---------|
| ア 大規模企業（決定価格1億円以上）       | 56年概調 | 154社    |
| イ 中規模企業（決定価格1千万円以上1億円未満） | 56年概調 | 912社    |
| ウ 小規模企業（決定価格1千万円未満）      | 56年概調 | 10,500社 |

### (2) 調査期間等

実地調査を行う場合は、別に調査期間を定め、調査件数、調査人員等は企業区分により定める。

(実地調査の準備)

6 実地調査は、限られた期間内に行うものであるから、調査に先だち調査上必要な予備知識を養い、次の準備をするものとする。

(1) 実地調査の能率を図るため、調査を行う企業に対しあらかじめ調査日時を連絡し、企業の理解と協力を求めること。

(2) 調査の対象となる企業については、その申告書の内容（過去2～3年）を十分検討し、問題点があれば整理しておくこと。

(1. 資産の増減状況。2. 特例資産の適否の検討等)

(3) 実地調査するための必要な資料の収集をしておくこと。

(会社の概要<1. 企業の組織 2. 業務内容 3. 資産の概要 4. 設備投資の実績及び計画等の概要聴取>)

(4) 固定資産経理システムの状況について、その概要を聴取しておく。(会計事実の発生、確認、記録、分類、応用が具体的にどのような方法で処理されているかを把握する。なお、事前に会社組織図、決裁規定、会計事務取扱規則、フローチャート等の準備をしてもらって、実地調査の段階で会計伝票、会計帳簿等を参考に経理組織の事務が、どのような流れで処理されているか説明を受けた後調査する。

(調査の方法)

7 償却資産の実地調査は、原則として帳簿記録等の調査を基本とし、必要に応じて対物調査を行うものとする。なお、企業によっては、帳簿記録等を備えていないところもあるので、次の区分により調査するものである。

(1) 調査の対象となる帳簿記録等

ア 仕訳帳（伝票）

イ 現金出納帳、当座預金出納帳、支払手形記入帳

ウ 総勘定元帳のうち固定資産勘定

建物勘定

建物附属設備勘定

構築物勘定

機械勘定

船舶勘定

車輛、運搬具勘定

工具、器具、備品勘定

建設仮勘定

エ 固定資産台帳（減価償却明細書）

オ 振替表（伝票）

カ 貯蔵勘定

キ 法人税申告書（写）

ク 運転日誌、作業月報

ケ 工事契約書等

以上の会計帳簿、帳票により、その償却資産の取得、除却、振替、管理等に関し、どのような帳簿、帳票が作成されているか、各帳票の責任部署、記載事項の確

認チェック体制、システム等について聴取する。

- (2) 帳簿記録を備えている企業については、その帳簿等の保管している事務所等で帳簿等に基づいて申告書との照合を次により行うものとする。

ア 固定資産台帳等により、資産の区分に応じ、資産ごとに細目、取得時期、耐用年数、数量及び取得価額等を照合すること。ただし、大規模企業で資産件数が多く、全資産について照合することが困難な場合は、次の方法により行ってもよい。

(7) 資産の種類別に取得価額の合計額で対比する。この場合において、他市町村及び非課税資産がある場合は、当該資産の取得額を控除して行うこと

(イ) 固定資産台帳等から、一定の資産を抽出して申告されている資産と照合する。この場合、申告書からも行うこと。

(ウ) 資産の種類を区分（構築物、機械及び装置のごとく）し、区分した資産についてのみ資産ごとに照合し、他の区分の資産については、次回の調査で行うこと。

(エ) 取得価額には、引取運賃、据付費等も含まれるので、機械装置を購入した場合には、取得時において、それら通常支出すべき金額が算入されているかどうかを、物品購入伝票等により調査する。

(オ) 取得年月の調査については、物品購入伝票に記録されている年月は、代金支払日であるが、代金の支払は1か月、場合によっては2か月程度遅れることがあるため、その分だけ資産計上も遅れることになるので、取得年月は何を基準に記録されているかについて調査する。（物品購入伝票、固定資産振替伝票、納品書、検収調書、固定資産台帳）

(カ) 除却年月の調査についても、取得年月と同様。（固定資産除却伝票、固定資産振替伝票、固定資産除却報告書、固定資産台帳）

(キ) 固定資産の振替は、通常、供用場所、使用目的等を変更したとき設備科目を入れ替えるため、物品の供用を廃止し廃棄物品として貯蔵品勘定等へ振り替えるため、建設勘定の資産を設備勘定へ振替え計上するために用いられるが、供用場所、使用目的等の変更の場合に、振替資産が特例適用資産の場合、振替後の特例の適用はいかにしているか、また、振替後の科目において新規取得資産として処理される事例が多いが、いかに処理されているかについて調査する。（振替伝票）

(ク) 償却資産においては、圧縮記帳は認められないので、圧縮記帳による圧縮分はどのように表示されているか、あるいは取得価額から控除されている場合には、申告に際してどのようにもどしているかを調べる。

### (3) 建設仮勘定の調査

建設仮勘定に計上されている資産のうち、賦課期日現在事業の用に供し、又は供し得る状態にある資産は課税客体となるので、注意して調査する。

#### ア 建設仮勘定の意義

建設等により資産を取得する場合、仮勘定を起こし、暫定的に工事費を計上しておき、工事の完成又は使用開始と同時にその累計額を精算（資産の種類金額を勘定科目に仕訳することをいう）し、設備（固定資産）勘定（建設仮勘定に対して、本勘定ともいう）に振り替えて計上するわけであるが、固定資産勘定に振り替えるまで経過的に設けられるのが建設仮勘定である。

建設仮勘定は、本来二以上の決算期にわたる長期的なあるいは大規模な工事で、

一度に精算が困難なものについて設置すべきものであるが、一般に便利なことから濫用されやすく、場合によってはすべての資産の取得について使用されることもあるので注意する。

イ 建設仮勘定の性格からして建設仮勘定の設置基準を定めておく必要があるので、建設仮勘定の設置基準は定められているか調査する。

ウ 建設仮勘定の12月末現在の残高について、工事計画書及び工事発注書等に基づき、工事の内容及び工事予算の執行状況により工事の進行過程を調査し、工事完成通知書の有無を質して、対物調査の対象とすること。

エ ウにより工事完成通知書等のある場合は、運転日誌、作業月報により、当該資産の稼働の有無を調査した上で、課税客体となるか否かを確認すること。

オ 建設仮勘定は、あくまでも建設による取得について使用するものであるから物品の取得について建設仮勘定を用いることは適当でないので、物品の取得について建設仮勘定をしようしていないかどうか調査する。（建設仮勘定台帳、建設仮勘定科目一覧表）

カ 精算（概算）振替については、事務量にもよるが、企業によっては、期末にまとめて行い、中途で行わない場合もある。しかし、このような場合でも、固定資産の申告事務のため、一定の工事規模を基準として、12月までに精算を行っているケースがみられるが、固定資産上は、完成又は使用開始されたすべての資産について精算すべきであるので、精算事務は何課で、何時行っているか調査する。（建設仮勘定台帳、精算書、工事竣工届、検収調書、概算振替計算書、固定資産振替伝票）

キ 工事によっては、使用開始後も残工事、追加工事があるため、一度に精算を行うとすると相当の期間を要する。このような場合には、完成又は使用開始と同時に概算振替を行い、その後精算により補正すべきであるので、概算振替を行っているか調査する。（建設仮勘定台帳、精算書、工事竣工届、検収調書、概算振替計算書、固定資産振替伝票）

ク 精算は、建設中の利子、旅費、人件費を建設価額に配賦して行うが、このために精算基準は必要であるが、精算基準は定められているか調査する。（建設仮勘定台帳、精算書、工事竣工届、検収調書、概算振替計算書、固定資産振替伝票）

#### (4) 取替資産の調査

取替資産工事は、通常建設仮勘定に常設されている場合が多い。改良部分（資本的支出部分）の認定も工事口全体として行われる場合が多いが、改良部分の具体的な認定方法はどうか、改良部分の設備勘定への振替計上は、期末に行われる事例が多いが、工事の都度、設備勘定へ計上されることが望ましい。改良部分の資産計上の時期はいつか。除却価額は50パーセントが限度であるが、除却価額の算定は適正か調査する。（建設仮勘定台帳、精算書、固定資産振替伝票）

（調査の留意事項）

- 8 資本的支出については、税務会計においては、本体に加算して処理することとされているが、償却資産においては、資本的支出を一つの資産としているので、合算して申告されている場合は分離して申告するよう指導すること。なお、資本的支出はともすると申告（税務否認を受けた場合は特に注意）もれとなる恐れがあるので留意する。また、資本的支出と修繕費の区分は、実務的には明確でないので、法人税法施行令132条、

あるいは法人税個別通達（資本的支出、修繕費に係る法人税の取扱）を基準としているようだが、企業内において、資本的支出についての認定、取扱基準は定められているか、基準のない場合、どう判断しているか調査する。

- 9 貯蔵品勘定は、流動資産に属し、通常、原材料、売却予定廃棄物品等が勘定されるものであるが、企業によっては、物品、原材料等を資材センター等で一括して購入し管理することがあり、この場合、すべて貯蔵品勘定で経理することが多い。

貯蔵勘定で経理されていても、いわゆる固定資産勘定に属すべきもので、しかも事業の用に供することができると認められるものは、固定資産税の課税客体となるものである。したがって、貯蔵品勘定にはどのような資産が計上されているかを調査する。

- 10 企業によっては、建物附属設備等について、建物と区分することなく処理している場合があるので、固定資産台帳の建物についても一応調査すること。

- 11 建物附属設備が償却資産に該当するかどうかの認定はきわめて困難な場合が多いが、企業の固定資産税における償却資産の範囲についての認識不足から申告もれとなることがあるので特に留意して調査すること。

- 12 簿外資産、遊休資産であっても固定資産税の課税客体となるので、簿外資産、遊休資産はないか、また、あるとするならば、それらの資産はどのように経理されているかについて留意して調査すること。

- 13 耐用年数1年未満又は取得価額が20万円未満の少額資産については、資産計上しなくてもよいこととされているが、固定資産税においても法人税法上資産計上しなかったものについては、課税客体としなくてもよいとされており、少額資産として営業費用に計上する基準が定められているかどうかの点に留意し調査する。

- 14 最低価額（法人税法上は償却可能限度額）は5パーセント（取替法にあっては50パーセント）になっているかどうか。

なお、経理簿上減価償却済で、減少資産として申告したが、実際には事業の用に供している資産があるかどうか留意して調査する。

- 15 移動性、可動性の償却資産については、主たる定置場又は定けい場所在の市町村において課税することになるが、その資産の使用状況、管理状況等を稼働日誌等から把握し、課税権を有するか否かの判断をする。

- 16 納税義務者において、前年度評価額を不適正と主張する場合又は当該年度の価格決定に不服を申し立てることが予想される場合は、特に注意して必要資料を記録する。

- 17 リース資産については、リース契約書の提示を求め、添付されているリース資産の明細書をも提示を求める。もちろん必要がある場合、それらの書類の写しを求めてさしつかえない。

（対物調査）

- 18 帳簿調査が終了した段階で、なお、実際に現物にあたらないければ解明しえないかあるいは現物にあたっていた方が問題点を一層明確に解決しうると考えられる場合は、対物調査を実施する。

#### （1）帳簿記録を備える企業

ア 帳簿記録を調査した資産から抽出したもの、又は課税客体の判定が困難な資産を現物と照合し、調査すること。なお、建物附属設備で判定が困難な場合は家屋調査係と連絡し、重複課税を避ける。

イ 建物仮勘定に経理されているもので、賦課期日現在までに完成し、稼働見込みの

ものについて現況を調査し確認すること。

ウ 用途廃止資産がある場合は、動力系統、配管等の切断、設備の解体程度を調査し、現実に廃止しているかどうかを確認するものとする。

エ 災害その他特別の事由により減免する資産がある場合は、資産の概況その他を記録しておくこと。

オ 帳簿記録に固定資産として計上されているが、現物がない場合は、企業が挙証できるものに限り、課税客体から除くものとする。この場合、納税義務者より賦課期日後の最初の決算期において損金に算入する旨の念書を提出させることが必要である。

カ 特例及び非課税に該当する資産については、その使用状況等の実態を確認する。

(2) 帳簿記録のない企業及び帳簿記録の不備な企業

ア 申告された全資産について、資産の種類に応じて資産ごとに現物と照合する。

イ 不申告の企業の場合は、当該工場又は事業所の資産構成を把握し記録し、取得価額等を調査すること。取得価額及び取得時期が不明な場合は、評価基準に基づき算定するものとする。